

## 第4章 2. 今後重点的に取り組むべき事項

仕事と生活の調和実現に向けた制度の整備と普及・浸透のための取組

父親の子育てへの関わりや子育て期間中の働き方の見直しを促進するため、改正育児・介護休業法の周知及び同法に基づく企業の取組支援

- ・父親も子育てができる働き方の実現を目指し、“パパ・ママ育児プラス”を導入（公布日（平成21年7月）から1年以内に施行）
- ・子育て期間中の短時間勤務制度、所定外労働免除を義務化（公布日（平成21年7月）から1年以内に施行）
- ・制度の実効性確保のため、苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設（公布日（平成21年7月）から3か月以内（調停に係る規定は平成22年4月）に施行）

長時間労働の抑制を図るため、改正労働基準法の確実な履行推進

- ・時間外労働の割増賃金率の引上げ（平成22年4月施行）

企業の取組の見える化を促進するため、改正次世代育成支援法の企業への周知及び同法に基づく企業の取組の支援

- ・仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について記載した一般事業主行動計画の策定・届出の義務を中小企業事業主（労働者数101人以上）に拡大（平成23年4月施行）
- ・一般事業主行動計画の公表及び従業員等への周知の義務付け（労働者数301人以上の企業）（平成21年4月施行）（労働者数101人以上300人以下の企業は、平成23年4月施行）

仕事と生活の調和に向けた企業の取組の後押し

仕事と生活の調和を推進する専門家の養成

- ・仕事と生活の調和に取り組む企業に対する相談・助言

仕事と生活の調和の取組に必要なノウハウ・事例の効果的提供

- ・ポータルサイトやメルマガを活用
- ・研修資料など使いやすい形で提供

働くことによる経済的自立に向けた雇用対策

非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの拡充

- ・ジョブ・カード制度の推進
- ・座学と実習を組み合わせた日本版デュアルシステムの実施
- ・職業訓練期間中の生活保障の実施
- ・非正規労働者就労支援センターを設置し、必要なサービスをワンストップで提供

若年者の就労・定着支援

- ・フリーター等常用就職支援事業の拡充
- ・キャリア・コンサルティングによるメール相談
- ・若年者等正規雇用化特別奨励金

本節では、第1節で整理した課題に沿って、今後、重点的に取り組むべき事項を整理します。社会全体で仕事と生活の調和の実現に取り組むためには、労使、国、地方公共団体、関係団体、さらには国民一人ひとりが、それぞれの立場で、ここに掲げた事項をはじめ、仕事と生活の調和の実現に向けて取組を進めていくことが重要です。

## ．総論

### ( 1 ) 社会的気運の醸成

#### 仕事と生活の調和の意義についての理解の深化

##### ( 「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進 )

仕事と生活の調和の重要性を、様々な規模・業種の企業や国民の各層に対して発信していくため、引き続き「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進するとともに、効率的な働き方に関する事例を効果的に提供していきます。  
(内閣府)

また、関係府省は、「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」(事務局：日本生産性本部)などの民間団体とも連携しつつ、子育て支援や男女共同参画など仕事と生活の調和に深く関係する施策のシンポジウムやセミナーなどを含め、各種のシンポジウムにおいて、仕事と生活の調和の意義や事例について紹介していきます。

##### ( 「仕事と生活の調和推進プロジェクト」 )

「仕事と生活の調和推進プロジェクト」では、我が国の代表的な企業の実践や成果を広く周知することにより、社会的気運を醸成していきます。(厚生労働省)

##### ( 地域における取組の推進 )

さらに、地域においても、都道府県ごとの「仕事と生活の調和推進会議」を開催する等により、労使をはじめとした関係団体、都道府県労働局及び地方公共団体が、緊密な連携を図りつつ、地域の実情に即した住民の理解や合意形成を促進していきます。

##### ( 公表物やシンポジウム等での情報提供 )

仕事と生活の調和ポータルサイトや「仕事と生活の調和レポート」等各種公表物において、仕事と生活の調和に取り組むことで人材の確保・定着につながった事例やメリハリのある働き方の実現により生産性の向上と従業員の私生活の充実につながった事例などを紹介していきます。(内閣府)

## 企業による取組の実効性の確保

### (経営者のイニシアティブと管理職の理解)

仕事と生活の調和への取組を制度の導入に終わらせず、実効性を確保していくためには、経営者のイニシアティブと管理職の理解が必要であり、職場全体の意識を変えていかなくてはなりません。

労使は、仕事と生活の調和のための取組がもたらすメリットについての理解の浸透を図り、また、国や地方公共団体は、経営者や管理職の意識改革を支援していきます。

### (実効性を高めるための取組)

平成22年4月に長時間労働を抑制するための「改正労働基準法」が施行されることから、その履行を確実なものにしていきます。(厚生労働省)

また、次世代育成支援対策推進法では、現在、常時雇用する労働者数が300人を超える一般事業主に対し、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届けることが義務付けられていますが、平成23年4月以降は、常時雇用する

労働者数が100人を超える事業主にまで拡大されます。このため、今年度・来年度の2カ年、中小企業の行動計画の策定支援を事業主団体等に委託して実施します。また、一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっている企業について、当該行動計画の公表及び労働者への周知が義務付けられています。この着実な履行を図ることにより、企業の取組の「見える化」を進めます。(厚生労働省)

さらに本年6月に育児・介護休業法が改正され、いわゆる「パパ・ママ育休プラス」の導入、3歳までの子を持つ労働者に対する短時間勤務制度導入の義務化などのほか、苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設、勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料が創設されました。これにより、法の実効性を確保していきます。(同改正法の施行日は、紛争の解決(調停に係る部分を除く)、公表及び過料に係る規定については、公布日(平成21年7月1日)から3か月以内。調停に係る規定は平成22年4月。これ以外については、一部を除き、公布日から1年以内。)(厚生労働省)

## (2) 仕事と生活の調和に取り組む主体への支援

ノウハウ・好事例、専門家によるアドバイスの提供やインセンティブの付与による取組支援

### (ノウハウ・好事例の提供)

企業が取組を進める上で、必要となるノウハウや好事例についての情報を提供するため、内閣府では、仕事の進め方の効率化のための取組例を収集・分析し、広く情報提供します。情報提供に当たっては、例えば管理職向け研修資料として活用できるように編集するなど、

提供方法の工夫を行います。このほか、企業における仕事と生活の調和担当者を対象にしたメールマガジンを発行し、定期的に情報提供を行うとともに、企業担当者の交流の場を提供することにより、企業の横のつながりを確保しながら互いに取組を促進し合える環境を整備します。(内閣府)

(積極的に取り組む企業の表彰等)

均等・両立支援企業表彰を行います(ファミリー・フレンドリー企業部門)。家族的責任を有する労働者がその能力や経験を生かすことのできる環境整備を促進するため、ファミリー・フレンドリー企業 に向けた取組を積極的に行っており、かつその成果があがっている企業等を表彰し、これを広く国民に周知します。( 仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業)(厚生労働省)

(仕事と生活の調和を推進する専門家の養成等)

仕事と生活の調和実現に向けて、業務の見直しや働き方の改革にまで踏み込んだ企業の取組を支援するため、民間講習機関を活用しつつ、必要な相談・助言を実施できる専門家の養成と活用を促進します。(厚生労働省)

仕事と生活の調和に関する情報拠点の構築

(仕事と生活の調和に関する情報の拠点の構築)

「仕事と生活の調和ポータルサイト」において、好事例のほか、仕事と生活の調和に係る調査研究についての情報収集を進め、それを広く提供します。また、単に情報提供を行うだけでなく、このサイトが仕事と生活の調和に関する情報の拠点(情報のハブ)としての役割

(労働時間等設定改善に向けた取組の推進)

事業主に対する支援に当たっては、社内制度の見直し等により、恒常的に所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む事業主に対する支援を強化していきます。(厚生労働省)

(企業や地方公共団体の取組の紹介)

また、「仕事と生活の調和ポータルサイト」において、「カエル！ジャパン宣言」企業など積極的に取り組む企業を紹介するとともに、積極的取組企業の表彰や公契約上の配慮など、地方公共団体の仕事と生活の調和に関する施策を紹介します。(内閣府)

を果たせるよう、既に収集されている事例等の情報を体系的に整理した上で提供することで、サイトを利用する方々が求める情報の所在を突き止めることができるような仕組みを設けます。また、働き方と家庭での生活との関係など生活の部分に視点を置いた調査研究等を行うことを検討します。(内閣府)

## 就労による経済的自立

### (1) 非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの整備

#### 職業能力開発支援の充実

##### (緊急人材育成・就職支援基金)

雇用保険を受給できない方に対して、医療、介護、福祉等の新規成長や雇用吸収の見込める分野等における知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練を受講する主たる生計者に対して、一定の要件を満たす場合、訓練機関中の生活保障として「訓練・生活支援給付」の支給を行います。(厚生労働省)

##### (ジョブ・カード制度の推進)

フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない方に対して、きめ細やかなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行った上で、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめ、就職活動等に活用することにより、その能力を向上させ、安定した雇用への移行を促進するジョブ・カード制度を推進していきます。(厚生労働省)

##### (日本版デュアルシステム(ジョブ・カード制度の職業訓練の一つ)の実施)

フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれない方に対し、民間教育訓練機関等での座学と企業等における実習を組み合わせた実践的な職業訓練(訓練機関は標準4か月)を実施し、安定就労への移行を引き続き図っていきます。(厚生労働省)

##### (年長フリーター自立能力開発システムの推進)

年長フリーター(25~39歳)等に対しては、その特徴を踏まえ、事業主が年長フリーター等の個人の職業能力を把握・評価した上で、企業実習を先行させ、実習を通じた訓練生の評価に基づき必要な教育訓練を実施する事業主主導の職業訓練である「企業実習先行型訓練」(ジョブ・カード制度の職業訓練の一つ)を実施しています。また、業界団体等の協力を得ながら年長フリーター等の非正規労働者向けの職業訓練コースを開発し、民間教育訓練機関等に対する委託訓練である「再チャレンジコース」を引き続き実施していきます。(厚生労働省)

##### (ハローワークにおける職業訓練情報等提供体制の強化)

緊急人材育成・就職支援基金の造成に伴う職業訓練の抜本的拡充等に対応し、労働局及びハローワークに職業訓練情報等連携推進員を新たに配置して、職業訓練情報等の収集・提供及びキャリア・コンサルティング等の実施体制を強化していきます。(厚生労働省)

## 雇用対策の実施

### (非正規労働者就労支援事業)

派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のために「キャリアアップハローワーク(非正規労働者就労支援センター)」を設置し、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練、訓練期間中の生活保障、住宅確保にかかる相談等、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、キャリアアップハローワーク未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施していきます。(厚生労働省)

### (就職安定資金融資)

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている方に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの方の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう引き続き支援していきます。(厚生労働省)

### (緊急人材育成・就職支援基金)(再掲)

十分な技能・経験を有しない求職者を、実習型雇用や職場体験を通じて雇い入れる中小企業等に対する助成、長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者に対する再就職支援や住居・生活支援、等を実施していきます。(厚生労働省)

## (2) 若年者の就労・定着支援

### 若年者の就職支援や職場定着支援

#### (フリーター等常用就職支援事業の拡充)

全国のハローワークにおいて実施しているフリーター等常用就職支援事業について、対象者を30代後半の不安定就労者まで拡大し、常用雇用に向け、支援対象者ごとの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・助言指導、フリーター向け求人の確保、継続的な求人情報提供、フリーター等を対象とした面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援、の一貫した就職支援を実施します。(厚生労働省)

上の悩み・不安等に対し、キャリア・コンサルティングによるメール相談を実施します。(厚生労働省)

#### (若年者等正規雇用化特別奨励金)

正社員として就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等や採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等について、求人枠を積極的に設けて正規雇用する場合に、若年者等正規雇用化特別奨励金(対象者1人につき、中小企業100万円、大企業50万円)を支給します。(厚生労働省)

#### (キャリア・コンサルティングによるメール相談)

ハローワークの窓口等への来所をためらう若年求職者、若年労働者を対象に、携帯電話等のメールを活用し、就職活動、職場や仕事

### キャリア教育の充実

#### (今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方についての検討)

産業構造・就業構造が変化し、フリーター・若年無業者や新規学卒就職者の早期離職が問題となるなか、これからの学校には、学生・生徒等が将来の基盤を築き、自立して生きていくことができるようにしていくことが求められています。一方、平成18年12月に改正された教育基本法においては、教育の目標の一つとして、「自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が規定され、平成19年7月に閣議決定された教育振興基本計画においても、「特に重点的に取り組むべき事項」として

「キャリア教育・職業教育の推進」が掲げられたところです。

こうした状況をふまえ、平成20年12月、中央教育審議会に対して、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の諮問がなされ、現在、同審議会において後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方、高等教育における職業教育の在り方を中心に、精力的に審議が進められています。(文部科学省)

( キャリア教育民間コーディネーター育成・  
評価システム開発事業 )

初等中等教育段階において、地域一体とな  
ったキャリア教育を推進するためには、産業界  
と教育界をつなぐNPO・企業等の民間主体の  
コーディネーターの役割が重要となるため、キ  
ャリア教育のコーディネートを行う上で必要な  
知識・スキルなどを備えた人材の育成等を促進  
するための基盤を構築する事業を実施してい  
ます。(経済産業省)

健康で豊かな生活のための時間の確保

( 1 ) 仕事の進め方の効率化の促進

( 仕事の効率化のための取組例についての情  
報提供 )

「メリハリのある働き方」の実現に向けて、労  
使による仕事の効率化に向けた取組を支援す  
るため、仕事の効率化のための取組例を収集・  
分析し、その成果を広く情報提供します。(内  
閣府)

( 自らの行動が周囲の仕事と生活の調和に与  
える影響について考えること )

また、自分自身の働き方の効率化を追求す  
る視点だけにとどまらず、自分の働き方や顧  
客・発注者としての自らの行動が、家族、同  
僚、取引先の労働者といった周囲の人たちの  
仕事と生活の調和に与える影響についても議  
論していきます。

( 2 ) 長時間労働の抑制

( 労働時間等設定改善に向けた取組等 )

「改正労働基準法」の施行を受けてその履  
行を確実なものにしていくとともに、労働時間  
等設定改善に向けて、企業における社内制度  
の見直し等により、恒常的に所定外労働の削  
減や年次有給休暇の取得促進に取り組む事  
業主に対する支援を強化します。また、「仕事  
と生活の調和推進プロジェクト」において、恒常  
的な残業削減や年次有給休暇の取得促進と

いった政策課題に沿ったよりメッセージ性の高  
い発信が図られるような工夫をしていきます。

また、景気回復期にも、長時間労働の抑  
制、安定した雇用を増やすことに取り組んでい  
きます。(厚生労働省)

また、国家公務員についても、政府全体とし  
て計画的に在庁時間削減に取り組むこととし、  
府省ごとに在庁時間の削減目標を設定して、  
具体的な取組を進めているところです。(人事  
院)



## 多様な働き方・生き方の選択

### (1) 仕事と子育ての両立支援

#### 短時間勤務等の普及

##### (改正「育児・介護休業法」の施行)

3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務として、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化すること等を内容とする育児・介護休業法の改正案が本年6月に成立したところです。これらの改正の施行日は、公布日(平成21年7月1日)から1年以内で政令で定める日とされており、今後、円滑な施行に向けて改正内容の周知等を行います。(厚生労働省)

##### (子育て期の短時間勤務支援コース(両立支援レベルアップ助成金))

小学校第3学年終了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6か月以上利用した場合に、両立支援レベルアップ助成金を事業主に支給します。(複数の事業所を有する事業主にあっては、全ての事業所において制度化していることが必要です。)(厚生労働省)

#### 子育て社会基盤の整備

##### (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動を進めます。(厚生労働省)

##### (短時間正社員制度導入支援事業)

短時間正社員制度の導入モデル例の開発・普及等により、その導入促進、定着を図ります。また、「短時間正社員制度導入ナビ」等において好事例の提供を行うとともに、マニュアル等の短時間正社員制度に関する情報提供を行います。(厚生労働省)

国家公務員についても育児休業や育児短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務等の両立支援制度の周知や利用モデルの提示等を行い、男性職員の育児休業の取得を促進するなど仕事と育児・介護が両立しやすい環境整備を図ります。(人事院)

##### (事業所内保育施設設置・運営費助成金)

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、設置、増築、運営費用の一部と助成します。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。(厚生労働省)

### (新待機児童ゼロ作戦の推進)

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して、保育施策及び放課後対策を質・量ともに充実・強化します。(平成20年度からの3年間を集中重点期間として取組を推進します。)

### 男性の子育てへの関わりの促進

#### (改正「育児・介護休業法」の施行)(再掲)

父親も子育てができる働き方の実現を目指し、父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行は1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。等を内容とする育児・介護休業法の改正法案が、本年6月に成立したところです。これらの改正の施行日は、公布日(平成21年7月1日)から1年以内で政令で定める日とされており、今後、円滑な施行に向けて改正内容の周知等を行っていきます。(厚生労働省)

#### (男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革)

平成20年度に仕事と家庭の両立できる働き方を設計、実践するツールとなるハンドブック(「父親のワーク・ライフ・バランス～応援します!仕事と子育て両立パパ～」)の作成等を行ったところです。本年度は、男性の仕事と家庭の両立に関する全国的な周知活動等を実施します。(厚生労働省)

また、昨年末に公表した「パパの育児休業体験記」のさらなる周知を図るとともに、平日にも育児を行うために仕事を効率的にこなしている男性の取組などを紹介することにより、男性の働き方改革を推進します。(内閣府)

## ( 2 ) 地域活動への参加や自己啓発の促進

### ( 地域力創造に向けた“人材力”の強化 )

民間企業を含む社会の多様な主体との連携による地域の活性化の担い手を育成します。こうした人材育成に当たっては、企業や役所に勤務するサラリーマン等も余暇を使って、実際に地域に飛び出し、地域おこし活動に従事することが不可欠であり、これを可能にする新たなライフスタイルへの転換を含め、地域力創造に向けたあらゆる主体の取組を積極的に推進します。(総務省)

### ( キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)の拡充 )

事業主が、事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行った場合において一定の助成を行っており、本年度から訓練経費及び賃金に対する助成率を拡充するとともに、就業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限を行った場合や長期職業能力開発休暇制度を導入した場合にも一定の助成をすることとしました。これにより、キャリア形成の促進を図っていきます。(厚生労働省)

### ( キャリア健診(企業向け・個人向け)事業 )

労働者のキャリア形成に大きな影響を与える企業の行う人材育成を診断する企業向けキャリア健診、同時に、個々の労働者の働く意欲に影響を与えるキャリア形成に関する様々な問題や悩みを解消する個人向けキャリア健診のセットによる企業訪問サービスとしてのモデル事業を実施していきます。(厚生労働省)

### ( 地域貢献活動分野に係る職業能力開発推進体制整備モデル事業 )

退職後において雇用・就業の創出が期待される地域貢献活動分野に団塊世代等が自らの能力、経験を活かして円滑に就業できるようNPO法人等を活用した体験訓練、相談、情報提供等の実施を内容とする地域貢献活動分野にかかる職業能力開発推進体制整備モデル事業を全国10か所(札幌市、盛岡市、水戸市、横浜市、名古屋市、尼崎市、広島市、高松市、佐賀市、鹿児島市)において実施しています。(厚生労働省)

### ( 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 )

地域活動やボランティア活動への参加に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成、地域活動やボランティア活動を実際に体験するプログラムの実施等を進め、その一層の普及促進を図ります。(厚生労働省)

### ( ソーシャルビジネス振興事業 )

新しい社会的価値を産み出し、新たな働き方の提供を可能とするソーシャルビジネス(ビジネスとして事業性を確保しながら、社会的課題の解決を図る活動。以下、「SB」)の進行を図るため、SBの普及啓発を目的とした全国フォーラムの開催やポータルサイトの開設、SBの起業を支援する団体の育成支援、SBの成功モデルを別の地域に移転する取組の支援、地域におけるSB人材の創出・育成支援を実施します。(経済産業省)